

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年8月22日（平成28年（行情）諮問第506号）

答申日：平成28年11月21日（平成28年度（行情）答申第540号）

事件名：基礎情報隊が作成した情報資料（平成27年12月分）及び当該記事一覧の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「基礎情報隊が作成したロシア，中国，朝鮮半島，米州，欧州，アフリカ，その他の地域，及び軍事科学技術に関する情報資料（2015年12月分）及び当該記事一覧。＊電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し，別紙に掲げる文書，「各国データベース」及び「当該記事一覧」（以下，順に「本件対象文書1」ないし「本件対象文書3」といい，併せて「本件対象文書」という。）を特定し，本件対象文書1の一部及び本件対象文書2の全部を不開示とし，本件対象文書3を保有していないとして不開示とした決定については，本件対象文書を特定し，本件対象文書3を保有していないとして不開示としたことは，妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成28年2月22日付け防官文第2843号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば，それについても特定を求める。
- (2) 本件対象文書の電磁的記録に履歴情報等が残されている場合があるので，これについても特定を求める。
- (3) 複写の交付が本件対象文書の全ての内容が複写されたものであるかの確認を求める。
- (4) 「当該記事一覧」が存在しないとのことだが，「防衛省行政文書管理規則」（平成23年防衛省訓令第15号）14条は，防衛省職員に対して

「作成し、又は取得した行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること」を義務付けており、不存在が事実であれば、同条項に違反することになる。同条項に従うなら、名称はいずれにせよ、記事一覧に相当する文書が存在するものと思われる。

(5) 本件対象文書に「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)として特定されなかった情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。

(6) 紙媒体についても特定を求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、本件開示請求に対して本件対象文書を特定し、法9条1項の規定に基づき、平成28年2月22日付け防官文第2843号により、法5条3号に該当する部分及び不存在の文書を不開示とする一部開示決定(原処分)を行った。

本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

#### 2 本件対象文書1及び2について

本件対象文書1及び2は、陸上自衛隊基礎情報隊の各科担当者が新聞、インターネット等様々な媒体から収集した情報を基に電磁的記録により作成したものである。当該文書の保管は、パソコン内にフォルダを作成し、その中に格納することにより行っている。

#### 3 不開示とした部分及び理由について

(1) 本件対象文書1中、情報資料作成者の氏名、階級等については、これを公にすることにより、自衛隊の情報業務に携わる隊員が特定され、情報を得ようとする者から当該隊員に対する不当な働きかけが直接行われるおそれがあるなど、じ後の防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

(2) 本件対象文書2については、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

(3) 本件対象文書3については作成しておらず、不存在であるため不開示とした。

#### 4 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文

書 1 及び 2 の電磁的記録は、PDF ファイル形式とは異なる、いわゆる文書作成ソフトにより作成された文書であり、PDF ファイル形式以外の電磁的記録を特定している。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における開示決定通知書において PDF ファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては、「PDF ファイル形式」と電磁的記録の形式まで明示していない。

- (2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書 1 及び 2 の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成 24 年 4 月 4 日付け防官文第 4639 号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書 1 及び 2 の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法 2 条 2 項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われているため、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、複写の交付が本件対象文書 1 及び 2 の全ての内容を複写しているか確認を求めるが、本件異議申立てがされた時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。
- (4) 異議申立人は、「防衛省行政文書管理規則」(平成 23 年防衛省訓令第 15 号) 14 条は、防衛省職員に対して「作成し、又は取得した行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること」を義務付けており、「記事一覧に相当する文書が存在するものと思われる。」として、一部に対する不開示決定の取消しを求めるが、同条 1 号の規定は、行政文書を作成し、又は取得した場合の手続きを定めたものであり、記事一覧に相当する文書が存在するとする主張の根拠とはなり得ない。

なお、原処分に当たり、陸上幕僚監部内の全ての部署及び当該資料を閲覧可能な全ての部隊において、パソコン内のフォルダ、書庫及び倉庫を探索したが、本件対象文書 1 及び 2 以外に開示請求に該当する文書を保有していないことを確認し、さらに、本件異議申立てを受け、確実を期すために行った再度の探索においても同様であり、記事一覧に相当す

る文書の存在は確認できなかった。

(5) 異議申立人は、「行政文書」に関する国の解釈に従い、本件対象文書1及び2の紙媒体についても特定するよう求めるが、上記2のとおり、本件対象文書1及び2の保管は、パソコン内にフォルダを作成し、その中に格納することにより行っていることから、本件対象文書1及び2は電磁的記録のみを保有しており、原処分にあたって行った探索及び本件異議申立てを受けて行った再度の探索においても紙媒体の存在は確認できなかった。

(6) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| ① 平成28年8月22日 | 諮問の受理             |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を収受     |
| ③ 同年9月7日     | 審議                |
| ④ 同月15日      | 異議申立人から意見書1及び2を収受 |
| ⑤ 同年11月17日   | 審議                |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定の上、本件対象文書1の一部及び本件対象文書2の全部については、法5条3号に該当するとして不開示とし、また、本件対象文書3については、作成しておらず不存在であるとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、本件対象文書について、本件対象文書3は存在するはずであると主張するとともに、本件対象文書1及び2の紙媒体及びPDFファイル形式以外の電磁的記録の特定を求めている。

以上を踏まえ、以下、本件対象文書3並びに本件対象文書1及び2の紙媒体及びPDFファイル形式以外の電磁的記録の保有の有無について検討する。

##### 2 本件対象文書3の保有の有無について

(1) 本件対象文書1及び2の保存、管理の状況及び本件対象文書3の保有の有無について、その詳細を当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、次のとおりである。

ア 本件対象文書1及び2は、基礎情報隊が作成した情報資料であり、第1科から技術科までの計6つの科において、各科が担当するそれぞれの分野について、新聞、ウェブサイト等様々な媒体の公刊資料等から収集した情報を基に、パソコンを利用して各科ごとに毎日作成し、

週単位で更新される。

イ 各科が作成した情報資料には、その作成担当者によって表題が付加される。表題が付加された情報資料は、各科ごとに置かれる情報資料の管理責任者に提出され、同管理責任者が担当科分を取りまとめ、表題等に誤りがないかを確認した上で、各科ごとに設定されているパソコン内のフォルダで保存、管理される。

ウ 情報資料から特定の事柄等を抽出する場合には、情報資料を保存、管理するパソコンからフォルダ内の既に付加されている資料名、トピック、地域及び要素の各選択項目並びに表題に含まれる語句により検索が可能であり、情報資料についての何らかの一覧を作成する必要はない。

エ 以上のように、情報資料については、何らかの一覧を作成している事実はなく、本件対象文書3に該当するような記事一覧は存在しない。

(2) 基礎情報隊が作成する情報資料の保存及び管理並びに特定の事柄等の抽出方法の状況に鑑みれば、情報資料の検索が可能なシステムが存する状況下で、あえて当該記事一覧を作成する実務上の必要性も認められないことから、当該記事一覧は存在しないとする諮問庁の上記(1)の説明に、特に不自然、不合理な点は認められない。

(3) さらに、異議申立人は、異議申立書において、「当該記事一覧」が存在しないとのことだが、「防衛省行政文書管理規則」14条は、防衛省職員に対して「作成し、又は取得した行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること」を義務付けており、不存在が事実であれば、同条項に違反することになる。同条項に従うなら、名称はいずれにせよ、記事一覧に相当する文書が存在するものと思われる。」と主張する。

当審査会事務局職員をして、上記規則を確認させたところ、同規則14条は、行政文書ファイルについて規定したものであり、同条2号は、相互に密接な関連を有する行政文書を行政文書ファイルにまとめることを定め、同規則15条は、当該組織の事務等の性質等に応じて、大分類、中分類及び小分類に分類し、分かりやすい名称を付すことを定めていることが認められる一方、異議申立人が主張するような記事一覧に相当する文書の作成を義務付けているとは解されない。

(4) そのほか、本件開示請求の対象として特定すべき当該記事一覧が存在すると判断すべき事情も存しないところであるから、防衛省において、本件対象文書3を保有しているとは認められない。

3 本件対象文書1及び2の紙媒体及びPDFファイル形式以外の電磁的記録の保有の有無について

(1) 異議申立人は、本件対象文書1及び2の紙媒体及びPDFファイル形

式以外の電磁的記録についても特定を求めているところ、諮問庁は、次のとおり説明する。

ア 本件対象文書1及び2は、陸上自衛隊基礎情報隊の各科担当者が、新聞、ウェブサイト等様々な媒体等から収集した情報を取りまとめたものである。当該資料の保管は、パソコン内にフォルダを作成し、その中に電磁的記録（PDFファイル）を格納することにより行っていることから、本件対象文書1及び2は電磁的記録（PDFファイル）のみで保有しており、紙媒体及びPDFファイル形式以外の電磁的記録は保有していない。なお、電磁的記録は、データ容量が少なく、改ざんが難しいPDFファイル形式でのみ保有しており、原稿の電磁的記録は、保存する必要がないためPDFファイルに変換した時点で廃棄している。

イ 本件異議申立てを受け、确实を期すために再度の確認を行ったが、紙媒体の存在を確認することはできなかった。

ウ なお、理由説明書（上記第3の4（1））においては、本件対象文書1及び2の電磁的記録について、いわゆる文書作成ソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定していると記載しているが、上記アのとおり、保有している電磁的記録はPDFファイル形式のみであって、それ以外の電磁的記録は保有しておらず、理由説明書の上記記載は誤りである。

(2) そこで検討すると、本件対象文書1及び2は、特定の事柄を抽出するための検索が可能な状態でパソコンのフォルダ内で保存、管理されていると認められることから、これらについてはPDFファイルのみで保有しており、紙媒体及びPDFファイル形式以外の電磁的記録は保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も存しない。

したがって、防衛省において、本件対象文書1及び2の外に特定すべき文書（紙媒体及びPDFファイル形式以外の電磁的記録）を保有しているとは認められない。

#### 4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、本件対象文書1の一部及び本件対象文書2の全部を法5条3号に該当するとして不開示とし、本件対象文書3を保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象

文書を特定したことは妥当であり，異議申立人が開示すべきとする本件対象文書3は，防衛省において，これを保有しているとは認められないので，不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子

別紙（本件対象文書１）

- 文書 1 ロシア軍， 2016 訓練年度開始
- 文書 2 中国第 16 集団軍， 新着任幹部の職務遂行能力向上に施策
- 文書 3 台湾，「2015 年国防報告書」の中国軍事関連部分 2
- 文書 4 中国陸軍南京軍区第 12 集団軍某工兵連隊， 浮きドック架設訓練を実施
- 文書 5 台湾「2015 年国防報告書」の多様な安全保障上の脅威に関する部分
- 文書 6 ラサ女性民兵部隊， チベット自治区成立 50 周年祝賀行事に参加
- 文書 7 漢和防務評論， 中国軍の台湾総統府等を模した訓練基地について解説
- 文書 8 中国軍空挺部隊， 年度の訓練検閲で問題点を認識
- 文書 9 北朝鮮， ロシア主催の国際軍事競技大会に代表団を派遣
- 文書 10 韓国軍， ベトナムに地雷除去技術を教育
- 文書 11 北朝鮮， 黄炳瑞と金養建に共和国英雄称号を授与， 韓国国家情報院報告
- 文書 12 韓国の徴兵， 「入隊浪人」年間 5 万人， 競争率 7.7 倍の狭き門
- 文書 13 北朝鮮， 豊溪里核実験場で新たな坑道の掘削を確認< 38 ノース >
- 文書 14 韓国国家情報院， 「北朝鮮の S L B M 試験発射を金正恩が現地指導」と推定
- 文書 15 ロシア：地対空ミサイル「S-300P/P T/P S/P M U シリーズ」（7/7）
- 文書 16 ロシア：地対空ミサイル「S-400 トリウフ」（1/2）
- 文書 17 ロシア：地対空ミサイル「S-400 トリウフ」（2/2）